

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 に基づく施術所等の証明書交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第9条の2第1項に規定する施術所の開設届出事項及び法第9条の3に規定する専ら出張のみの業務の届出事項に係る証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 法第9条の2第1項の規定により施術所の開設届出をした者は、施術所の所在地の保健所長に対し、施術所開設届出済証明書の交付申請（様式第1号）及び施術所従事者届出済証明書の交付申請（様式第2号）を行うことができる。

2 法第9条の3の規定により専ら出張のみの業務の届出をした者は、住所地の保健所長に対し、出張業務従事届出済証明書の交付申請（様式第3号）を行うことができる。

（交付）

第3条 前条の規定による証明書の交付申請があった場合には、保健所長は内容を審査のうえ、施術所開設届出済証明書（様式第4号）、施術所従事者届出済証明書（様式第5号）又は出張業務従事届出済証明書（様式第6号）を交付するものとする。

（返納）

第4条 前条の規定による証明書の交付を受けた者は、証明記載事項に変更を生じることとなった場合には、交付を受けた保健所長に速やかに返納しなければならない。

（手数料）

第5条 第3条に規定する証明書の交付については、手数料を徴収しない。

（掲示場所等）

第6条 施術所開設届出済証明書は、施術所内又は施術所入口付近に掲示するものとする。

2 施術所従事者届出済証明書及び出張業務従事届出済証明書は、業務に従事する施術者が携帯するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月26日から施行する。

様式第1号

施術所開設届出済証明書
交付申請書

年 月 日

保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
第9条の2第1項に規定する施術所の届出事項について証明願います。

記

1 施術所の名称	
2 開設の場所	
3 開設者	
4 施術者	
5 業務の種類	

施術所従事者届出済証明書
交 付 申 請 書

年 月 日

保健所長 殿

開設者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
第9条の2第1項に規定する施術所の届出事項のうち業務に従事する施術者について証明
願います。

記

1 施術所の名称	
2 施 術 者	
3 業 務 の 種 類	

出張業務従事届出済証明書
交付申請書

年 月 日

保健所長 殿

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
第9条の3に規定する専ら出張のみの業務の届出事項について証明願います。

記

1 業務を行う場所	
2 施 術 者	
3 業務の種類	



施術所開設届出済証明書

証明事項

- 1 施術所の名称
- 2 開設の場所
- 3 開設者
- 4 施術者
- 5 業務の種類

上記は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明する。

年 月 日

保健所長（氏 名）



様式第5号



証明番号

施術所従事者届出済証明書

証明事項

- 1 施術者
- 2 業務の種類
- 3 従事する施術所 (開設者)

上記の者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項に規定する施術所の届出事項のうち業務に従事する施術者に相違ないことを証明する。

年 月 日

保健所長 (氏 名) 印

(縦65mm×横95mm)

様式第6号



証明番号

出張業務従事届出済証明書

証明事項

- 1 業務を行う場所
- 2 施術者
- 3 業務の種類

上記は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の3に規定する専ら出張のみの業務の届出事項に相違ないことを証明する。

年 月 日

保健所長 (氏 名) 印

(縦65mm×横95mm)